

[N o . 20] ホテルに関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

- 1 . 敷地が第二種中高層住居専用地域内に800m<sup>2</sup>、近隣商業地域内に850m<sup>2</sup>と二つの用途地域にわたる場合、当該敷地には、ホテルを新築することができる。
- 2 . 延べ面積3,000m<sup>2</sup>のホテルにおいて、耐火構造の床若しくは壁又は防火戸その他の政令で定める防火設備で床面積30m<sup>2</sup>に区画された客室には、排煙設備を設置しなくてもよい。
- 3 . 主要構造部を耐火構造とした地上15階建てのホテルにおいて、15階の客室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でした場合、当該客室の各部分から避難階又は地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、60 mとすることができる。
- 4 . 1階を避難階とするホテルにおいて、3階以上の階にある床面積50m<sup>2</sup>の客室には、採光上有効な窓がある場合であっても、非常用の照明装置を設けなければならない。